

(印紙税法の一部改正)

第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二 非課税法人の表(第五条、附則第九条の二関係)

名称	根拠法
省略	省略
農業信用基金協会	農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)
防災街区整備事業組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)
省略	省略

別表第三 非課税文書の表(第五条関係)

文書名	作成者
省略	省略
独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号(中心市街地の活性化に関する法律(平成十	独立行政法人中小企業基盤整備機構

別表第二 非課税法人の表(第五条、附則第九条の二関係)

名称	根拠法
同上	同上
同上	同上

別表第三 非課税文書の表(第五条関係)

文書名	作成者
同上	同上
独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号(中心市街地の活性化に関する法律(平成十	同上

同上	同上
同上	同上

省略	<p>年法律第九十二号)第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。)第十一号、第十三号、第十六号並びに第十七号(業務の範囲)に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務(同項第七号に掲げる業務を除く。)並びに同法附則第八条(旧繊維法に係る業務の特例)、第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号(改正前中小強化法等に係る業務の特例)に掲げる業務に関する文書</p>
省略	

同上	<p>年法律第九十二号)第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。)第十一号、第十三号、第十六号並びに第十七号(業務の範囲)に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務(同項第三号及び第七号に掲げる業務を除く。)並びに同法附則第八条(旧繊維法に係る業務の特例)、第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号(改正前中小強化法等に係る業務の特例)に掲げる業務に関する文書</p>
同上	